

改正の二点は本人確認の方法と

オ九条より各条文におきき整理したしよ、オ二項
は印鑑所に記さねてゐる氏名や住所等につきあつては住
民票、オは人登録簿等を確認できると、取扱を

……住民票と印鑑証明書と混合するなどの取り扱いに
改めたものではないか。

は新設であり、すでに印鑑所の再製板を明文化し、印鑑事務の取りあつかいの確実性をほかにものぞきたい。

オ工条に備へ何に簿冊を規定したかのて
釐除帳簿を分けく整理したかのて、こゝに手
印、釐簿と印、オ工条

は本文と所鑑の登録を受け、見る者が何の何に、
した時、除く、その客体、を多くした、カ、の、
、

イ
手下。オ十三各は、
手印鑑証明書の交付申請に
あたり

之を二に下要で、五に可鑑の照合を確実にする
 ための用鑑の提出を規定した各条をめぐり、オナ

五條は印鑑解拒否の要件を整備した。そのうち、
イ子下。オ十六條は登録をめぐり、印鑑のほか、廃止

さへ印刷鑑下アても閲覧を禁止するカのたまりに用請書
届出書等につきましても閲覧させないという規定をいた
したカのたまりに示す。

夏か何月でござい
 ますか
 五月の十日から
 旅行するといふ
 こと
 五月の十日から
 旅行するといふ
 こと

とあつたにしろ、説明にかゝるすゝめはたゞ五。

謙長田村匡雄君
二枚子實展を行ふに示す

(要藤下ニと呼ぶ者あり)

二水にて質疑を終結した。下。

おはかりにします。
議案第四号は厚生委員会に

付記し詳解を願ふにいたしたるに思ふ所あり
二に二里譲ありて人か、

一、要請の上と呼ぶ者あり

謙長(田村匡雄君)
二、要謙下シテ認めざるヲ決定シテ示シ

下。 東京委員会の上査報告は本会期中に可成り
ソレを示す。

謙亭田村匡雄君
日釋才九 謙亭才四十 号福生 けの 諱

に關する各例の二初を改正する各例を議題に供し、
事務局長として、議案の朗読をいたし、

南正

明治七年七月一日を「公報」の日に

（島田謙公事務局長朗読）省略

T.

(助役森田幸造君登壇)

勲役(森田章造君)
お静しせい下下々手し々講堂才早

号につき子とくニ龍明甲シアゲタリト存シテ

二の提議理由は分掌事務のうち管理部門の縮小を行

好い示さぬゆるる集中管理という方法とくらべていた

くのに都合のいい方にしたいと好むらしく、

執行の適正と効率化を何かり示すために各例を改正す。

丁好めちや一條中調査室とあり

方學齋

示したものを「企画」の二字で加へ示し、
 「企画調査室」に改
 め示す。オニ条の調査室の事項を企画調査室とシた
 し示し、従来あり示した分掌事項の他に二の規定の中に
 盛り込んだものをぐごうい示す。以下二の改正に示り
 示し、義務課のうち四項を削り以下五項を四項とし
 順次項づつ解り上げると、ほか附則でぐごうい示すかこ
 れほど初めの日から施行するといふことにしたのである。
 ごうい示す。おろしく慎重に審議のうえ之を
 決むることを願ひ申しあげることとする。

讓長田村匡雄君

二里下と呼ぶ者あり

鎌倉田村匡雄君

カリソルシチ

おほかりしたしす。
 謙達オ四十号は徳務委員会
 に任託し詳細は層謙を頼り二とにいたしたりと思ひす
 下か二めに三里謙ありすせんか、

(「嬰謙子」と呼ぶ者あり)

福生町議 会

謙翁田村匡雄君

子。今。

東京委員会の審査報告は本会期中に審査

ハソレ子。

謙亨曰存匡雄君

日程ヲナカリ日程ヲナシテ予での給与関係各例の改正案

にアソは一握の蘭議したソ通い子りか二かに二邊議あ

リ子女か

「妻議下し」と呼ぶ者あり

謙
田
子
匡
雄
君

決送ハ下レ下。

謙
因
存
匡
維
君

手
に
関
する
各
冊
の
初
を
改
正
する
各
冊
、
目
録
才
十

藤澤水四十三号福生幼稚園教育委員会教育長の証とあり

旅費等に関する条則の一視を改正する条則、日程表

工藤安太郎四十四号福生村の一般取賣の給与に関する

各冊の初を改正する各冊を一括して議題に供して

事務局長と、藤野の朗読をいたさずして。

青山蘼草候長朗
省略

下、
篠長田所臣雄君）理事者から提案理由の説明を求めず

(助攸 森田章造 居登壇)

即後(森田幸造君)お許しをいたさうといたし一
上程さへ示した議案が四十二号同じく四十三号、同じく四
十四号につき示し、提案の理由を申しあげたいと存じ
す。

本學は謙學オ四十四号にございすことあり取負に於
 する調整手当を改めずして本年四月一日にさかのぼる
 従来自分の三を支給してありしにオの七百分の六
 に改めようとする案件でございすこと、校長等の給与
 に関し示すも取負と同じように自分の六の調整手当
 を支給し、教員長につき示すも同じく二の調整手当を
 取負と同じように自分の六を支給しようとする改正案

ぐぐぐい子しそ、従来ゆ長を含む三役、教育長は
 別表にその調査を平当を金額で表現しそおたのであり
 子しそ、二のちうに率をわそ支給するちうに改めお
 うとするわのぐあり子しそ、一階上程され子しそにやれそめ
 の事件につく子しそ何とそ慎重なるニ審議を賜り子しそ
 三不承あらんことをお願い申しあげ子しそ提議理由の記
 明にかえさせまいにたさ子しそ。

田村匡雄君
二ハナリ質疑を行ハナシ。

四番目 来古(一) 一張上程さゆ子に下と二ろの 絵手関係の

条例の内容について、その趣旨は異存はないものかと存じます。予算の措置を構へておられたい場合には、何となくおきに、地才自任法や二百二十二条などにより、ありまう。その点については、いかんか否かをもちあがり、あらぬのか、お願いいたします。

助役 森田幸造君
大野主査から三谷守申しあがり

す。

○主査 大野忠一君

お答へいたしました。

当然、これは

各冊が不決された場合は予算がとちうおのりである

に示すか、現在の数字は自分の三々三々いす。

従う半分は当然足りないので、今度の補正

にほのろかりたいわけであるに示すか、その点は何

題があるかと思ひますか、つぎの補正でやるといふ

ことにほのろかりたいのであらうか、お願ひいたします。

白着(関 未吉君) やういいたしますとこの各冊が審議さ

る場合におきましてちうまつて予算的は措置が二の

度おこめてありますと二の補正予算にはのろかり

ほのろかりたい、このつぎに提案いたしましたといふことに

りますと四月日に謝りいたしますと、二つしたおのり

計算はいたして頂にほのろかりたい、その間はのりす

くといふことにいたしますか、

○主査 大野忠一君

現在四月日にさかのほるも現在の予算

の半分の返還分が計上されてありますので、その中が

当然執行に付しては支障がはくでなうと思ひます。

○議長(田村匡雄君) 他に

(○) 議長はしとて呼ぶ者あり

○議長(田村匡雄君) 二つにて質疑を終結いたします。

おほかりにいたします。議長が四十三号、四十三号、四十四

号は庶務委員会に付託し、審議を願うにと

にいたしましたと思ひますか、二つに二つ議長ありませんか、

(○) 議長はしとて呼ぶ者あり

○議長(田村匡雄君) 二つ議長はしとて認めさう決定いたしました

した。おのり委員会の審査報告は本会期中にお願

ひいたします。

○議長(田村匡雄君) 日程が十三議長が四十五号、福生はに

健康保険条例の初を改正する条例を議長に供して

下、事務局長と議長の謝辞をいたさせます。

(青山謙三、保長朗、龍一) 省略

議四十八 議四十九 議五十 議五十一 議五十二 議五十三 議五十四 議五十五 議五十六 議五十七 議五十八 議五十九 議六十 議六十一 議六十二 議六十三 議六十四 議六十五 議六十六 議六十七 議六十八 議六十九 議七十 議七十一 議七十二 議七十三 議七十四 議七十五 議七十六 議七十七 議七十八 議七十九 議八十 議八十一 議八十二 議八十三 議八十四 議八十五 議八十六 議八十七 議八十八 議八十九 議九十 議九十一 議九十二 議九十三 議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議九十九 議一百

議長(田村匡雄君) 理事者より提案理由の説明を求めます。

(助役 森田幸造君 登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいたしたく、さうして、議案オ四十五号につき、さうして、説明申しあげたいと思ひます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律に基き、その改正で、さうして、国庫補助が定率の四割と、なり、さうして、その、課税額の割合、さうして、その、オ九条に、お、き、改め、さうして、従来、自分の、七十五、であり、さうして、その、を、自分の、六十五、に、改め、さうして、する、もの、を、さうして、します。

さうして、その、オ十一、条に、お、き、さうして、稱、額、対象、世帯、戦、田、を、振、下、する、ため、に、本、条、例、を、改、正、し、さうして、する、もの、を、さうして、します。オ十一、条の、二の、オ二、号、中、従、来、四、十、日、で、あり、さうして、その、を、四、十、五、日、と、する、もの、を、さうして、します。さうして、その、所得、額、が、四、十、日、の、基礎、控、除、二、は、十、日、で、あり、さうして、その、二、を、越、え、る、世、帯、で、所得、額、が、被、保、険、者、世、帯、主、を、除、き、さうして、人、当、り、四、十、日、を、控、除、し、

議長(田村匡雄君) 二、は、さうして、質疑、行、な、い、です。

(議員 藤下、さうして、呼、ぶ、者、あり)

議長(田村匡雄君) 二、は、さうして、質疑、を、終、結、し、た、い、です。

お、は、かり、い、た、い、です。議案オ四十五号は、厚生委員会に、お、き、記、し、詳、細、な、審、議、を、願、う、二、に、に、た、い、と、思、い、ま、す。二、は、二、に、さうして、藤、下、さうして、せん、か、

(議員 藤下、さうして、呼、ぶ、者、あり)

議長(田村匡雄君) 二、は、さうして、認、め、さうして、決、定、し、た、い、です。さうして、その、委員、会、の、審、査、報、告、は、本、会、期、中、に、お、願、

ら本条例に於ける施行を提議するものがあるんですが、八月から今年度いふ所に於けるこの新規工事申込者の予定件数ほどの位かお願ひいたして下す。

助役(森田幸造君)

課長から三倉サリに下す。

水道課長(生子国利君)

に下すの点にアツてお答へしたして下す。

す、一平均今までの計画では月に約七十栓程度に下るといふ二とでござい下す。現状では六十栓程度に下

るあり下す。従って四月から七月までとすると大体

平均六十栓、その後にはり下すとき多少増加される

と思ひ下すので予定の七十栓位にほううと思ひあり

下す。

田舎(田)

米吉君

それは一栓当りの使用人はほどの位に

下るでしようか。

水道課長(生子国利君)

一栓、一戸当りの人は大体四人と

みあり下す。

田舎(田)

米吉君

最後に一点だけお尋ねしたして下すが

オ四次計画におきまして四十三年度は四万七千九百七十六人を計るが、昭和四十三年度は四月一日現在の福生村の人口は約三万六千人、それとすると約一万二千人の差が出てくるがこれはどのくらいあるか、その点だけお願ひしたして下す。

水道課長(生子国利君)

に下すの人口の問題ですが、統計

人口とそれから住民登録に登録されている人口との差

というのほす、基礎外にありあり住民、いわゆる、

スランが、このウスの数と給水人口とは住民登録

とそれいはい人口もあり下すのでそれを合め下す、大体

五万六千人位とみる、従ってその差というものは

予定給水人口の半に入ってくるわけなんですが、大体一

栓当り四人とそれい下すとき現在一万一千戸を給水と

あり下す。二に四人を割下すと四万四千人、二

をわすれとそれほ基礎とそれい下すとき、過去

の実績等から一人当り三百リットルという数字を三

かりぬきあるわけでございます。

議長(田村匡雄君) 他にありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) これにて質疑を終結いたします。

おぼかりいたします。 議事第四十六号は厚生委員会

会には記し詳細は審議を願うことにいたします。

手前二に異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(田村匡雄君) 二異議なしと認めさう決定いたします。

また、厚生委員会の審査報告は本会期中にお願い

いたします。

議長(田村匡雄君) 日程第十五議事は第四十七号福生けき

水泳場設置および管理条例を議題にいたします。

事務局長として議長の翻読をいただきます。

(島田謙公事務局長朗読) 省略

議長(田村匡雄君) 理事者から提案理由の説明をお願いします。

(助役 森田幸造君登壇)

助役(森田幸造君) お許しをいただきます。議事第四十七

号につきまず説明をお願いします。

本議は現在柳山に楠葉川のはら水泳場がござい

ます。予定より用地がございまして二と存じましてその設置は

らんに管理の条例案を提案申し上げたわけでござい

ます。大体その骨子とするところは既存の青森市ある

いはより市等の水泳場を運営されておられるところの管理

条例等を参照いたしまして定めたい。たものございま

す。

まず第一その水一条および水二条ですが、二は水

泳場設置の目的と位置を定めよう。水一条の中

には、等の使用云々とあります。二は等の意味ありに

おさす。二は他市は市の住民および外人等を含む意味

と二解釈賜うたいたい。水三条におさす。二は

は使用許可に付する。教育委員会からの許可を受けること

森田幸造

森田幸造

森田幸造

